

である場合は、1人につき6ヶ月間の支給対象期ごとに50万円（1年間で100万円）が支給されます。

- ・ 雇い入れ日において25歳以上40歳未満の者
- ・ 雇い入れ日の前日から起算して1年前の日までの間に、雇用保険被保険者（短期特例被保険者及び日雇被保険者を除く。）でなかった者

助成対象期間は、対象労働者の雇い入れ日から起算して1年間です。助成対象期間の最初の6か月を支給対象期の第1期、第1期の直後の6か月を支給対象期の第2期といい、支給は第1期・第2期に分けて行います。

受給のための手続

雇い入れた対象労働者に係る支給対象期が経過するごとに、介護未経験者確保等助成金支給申請書等に記入し、必要な書類を添えて、支給対象期の末日の翌日から起算して1か月以内に、事業主の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出して下さい。

詳細については、都道府県労働局へお問い合わせ下さい。

25 介護労働者設備等整備モデル奨励金

介護労働者設備等整備モデル奨励金は、介護労働者の身体的負担軽減や腰痛を予防するため、事業主が介護福祉機器（移動用リフト等）について、導入・運用計画を提出し、厚生労働省の認定を受けて導入した場合に、計画期間内に導入した介護福祉機器に係る所要経費の1/2（上限250万円）を助成します。

受給できる事業主

受給できる事業主は次の(1)～(13)のいずれにも該当する事業主です。

- (1) 雇用保険の適用事業主であること。
- (2) 介護関連事業主のうち、P113別表(※1)の介護サービスの提供を業として行う事業主であること(他の事業と兼業していても差し支えない)。
- (3) 都道府県労働局長から導入・運用計画の認定を受けた事業主であること。
- (4) 認定計画に基づき、計画期間内に介護福祉機器(以下「機器」という。)の導入を行うほか、導入機器の使用を徹底するための研修、腰痛予防の講習、導入機器のメンテナンス、導入効果の把握等に取り組む事業主であること。
- (5) 介護労働者の雇用管理に取り組むとともに、当該労働者からの相談に応じる「介護労働者雇用管理責任者」を選任し、かつ、その選任した者の氏名の周知を事業所内に掲示等することにより行なっている事業主であること。
- (6) 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付け、労働局の要請により提出する事業主であること。
- (7) 都道府県労働局が行う審査及び現地確認に協力する事業主であること。
- (8) 導入・運用計画の提出日の6ヶ月前の日から支給申請書の提出日までの期間(以下「基準期間」という。)において、解雇等事業主都合による離職者を生じさせていない事業主であること。
- (9) 基準期間に特定受給資格者(倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた受給資格者をいう。)として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると思われる事業主であること。

- (10) 過去に支給を受けた本奨励金の累計額が上限額(250万円)に達している場合は、当該奨励金に係る労働局長が行った最後の支給決定の日の翌日から起算して3年を経過している事業主であること(ただし、過去に支給を受けた本奨励金の累計額が上限額に到達するまでは、当該支給決定後の期間にかかわらず、奨励金の申請をすることができる。)
- (11) 労働保険料を過去2年間を超えて滞納していない事業主であること。
- (12) 過去3年間に助成金の不正受給を行っていない事業主であること。
- (13) 労働関係法令に違反していることにより奨励金を支給することが適切でない認められる事業主ではないこと。

(ご注意)

同一事由により、国又は地方公共団体等が支給する助成金などの支給を受けた場合には、その事由によっては、本奨励金は支給されません。

対象となる介護福祉機器

- (1) 移動用リフト
 - なお、移動用リフトの導入時に、当該移動用リフトの稼働に必要なものとして、同時に購入等した吊り具(スリングシート)を含む。
 - (2) 自動車用車いすリフト
 - (3) 立位補助機(スタンディングマシーン)
 - (4) ベッド(傾斜角度又は高さが調整できる機能を有するものに限る。)
 - (5) 座面昇降機能付車いす
 - (6) 特殊浴槽(移動用リフトと一体化しているもの、移動用リフトが取り付け可能なもの又は側面が開閉可能なものに限る。)
 - (7) ストレッチャー(入浴用に使用するものを含む。)
 - (8) シャワーキャリー
 - (9) 昇降装置(人の移動に使用するものに限る。)
 - (10) その他腰痛予防の効果が特に高いと考えられるもの
- ※ ただし、上記に該当する機器であっても、以下に該当する場合は、奨励金の対象とはなりません。

- ・ 事業主が私的目的のために購入した機器
- ・ 事業主以外の名義の機器
- ・ 現物出資された機器
- ・ 商品対価
- ・ 原材料
- ・ 取得するも解約あるいは第三者に譲渡した機器
- ・ 支払い事実が明確でない機器
- ・ 国外において導入される機器
- ・ 資本的及び経済的関連性がある事業主間の取引による機器
- ・ 配偶者間、1親等の親族間、法人とその代表者間若しくは代表者の配偶者間、代表者の1親等の親族間又は法人とその取締役間若しくは同一代表者の法人間の取引による機器
- ・ 管轄労働局が行う現地調査において、その存在が確認できない機器
- ・ 併給調整がなされる助成金等の支給に係る機器
- ・ 長期(1年以上)にわたり反復して更新することが見込まれない契約により賃借した機器

受給できる額

介護福祉機器の導入等に要した費用であって、計画期間内に支払いが完了した額(手形又は小切手による支払いの場合にあつては、決済が完了したものに限る)の1/2を助成します(上限250万円。)

※ 費用の支払いが計画期間を超える賃借及び分割による支払いのため、計画期間内に完了しない場合は、計画期間内における最後の支払いをもって、支払いが完了したものとみなします。なお、賃借による支払いの場合にあつては、計画期間内において、実際に賃借した期間の賃借料(支払いが完了している分に限る)の1/2を助成します。

費用の額には、次の額を含めることができます。

1. 利子(費用を分割して支払う場合に限る)
2. 介護福祉機器の導入に付随する工事費の額
3. 保守契約を締結した場合は、その費用の額
4. 介護福祉機器の使用を徹底するための研修に要した費用の額
5. 消費税の額

受給のための手続

本奨励金の支給を受けるためには、以下の手続が必要となります。

1 導入・運用計画の申請

この奨励金を受給しようとする事業主は、導入・運用計画期間の初日(機器を導入する月の初日)から遡って6ヶ月前から1ヶ月前の間に、「介護労働者設備等整備モデル奨励金導入・運用計画書」に必要書類を添付して、事業主の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出して下さい。

導入・運用計画には、導入に関する事項と運用に関する事項を記載します。

※ 導入・運用計画期間は、最初に介護福祉機器を導入する月の初日を開始日とし、3ヶ月以上1年以内の期間で設定してください。なお、計画期間内に機器の導入、支払、研修、講習、導入効果の把握等を完了させることが必要です。

<導入・運用計画の概要>

- ・ 奨励金は、介護福祉機器の導入のみをもって支給されるものではありません。介護労働者の身体的負担軽減や腰痛予防につながるよう、適切な運用を行うために、「導入機器の使用を徹底させるための研修」、「導入機器のメンテナンス」、「導入効果の把握」、「腰痛予防の講習」等を行うことが必要です。
- ・ 導入効果については、腰痛の症状がある職員数や身体的負担が大きいと感じる職員数の改善率等で評価いたします。導入効果は一定の基準を上回ることが必要であり、基準を下回った場合は、奨励金は支給されません。
- ・ 計画の作成にあたっては、まず事業所の現状や問題点の把握することから始めましょう。問題点に沿って事業所に必要な機器を導入することが大切です。

2 支給申請書の提出

導入・運用計画期間の末日の翌日から1ヶ月以内に、介護労働者設備等整備モデル奨励金支給申請書に必要な書類を添付して、事業主の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出してください。詳細については、都道府県労働局へお問い合わせ下さい。